

令和3年度西東京市介護サービス事業者等指導監査実施方針

1 基本方針

介護サービス事業者等に対する実地検査については、介護保険法（平成9年法律第123号）及びその他の法令等の規定に基づき実施している。また、平成21年5月1日には「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」（平成20年法律第42号）が施行され、法令遵守の義務の履行を確保等するための「業務管理体制の整備の義務化」、「事業者からの報告徴収や事業者本部等への立入権限の付与」など、事業者に対する義務付け等が強化されている。

このような状況の中、指導又は一般指導検査（以下「指導等」という。）は、介護保険法その他の法令等の規定に基づき、利用者本位のサービスが提供されているか、適正な保険給付が確保されているか、サービスに係る指定基準等は遵守されているか、高齢者虐待防止等及び個人情報の保護に関して適切な措置を講じているか等に主眼を置いて実施する。

また、監査又は特別指導検査（以下「監査等」という。）については、重大な法令・指定基準等違反、介護報酬の不正請求又は不適切なサービス提供の疑いがある場合に、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに実施する。特に高齢者虐待など重大な人権侵害が疑われる場合には、状況に応じて、介護保険法等の権限行使等を行う。

なお、実施にあたっては、東京都及び近隣区市と連携し、指導監査体制の一層の充実・強化を図る。

2 指導の重点項目

(1) 人員基準

ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。

(2) 設備基準・運営基準関係

ア 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

イ 個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。

ウ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。

エ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。

オ 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

カ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

キ 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。

ク サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行なわれているか。

ケ 介護サービスとその他の自費サービスとが混同して行われていないか。

コ 福祉サービス第三者評価を適切に受審しているか、又、当該評価結果において、問題がないか。

(3) 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

特に、居宅介護支援業務について、運営基準に定められたアセスメント・モニタリングの未実施、サービス担当者会議の未開催、利用者の同意を得ていないなど、不適切であるにもかかわらず減額せずに報酬を請求していないか。

3 監査の重点項目

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (2) 無資格者によりサービスが提供されていないか。
- (3) 人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。
- (4) 架空、水増しにより不正な介護報酬が請求されていないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 高齢者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体拘束や、人権侵害が行われていないか。 等

4 実施計画

- (1) 対象サービス等
 - ア 居宅サービス
 - イ 居宅介護支援
 - ウ 介護予防サービス
 - エ 施設サービス
 - オ 地域密着型サービス
- (2) 実施形態
 - ア 指導・監査

(ア) 実施方法

サービス事業種別ごとに日程等を策定し、事業所に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、事業所の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症まん延状況を鑑み、実地において実施が困難であると判断された場合は、事業所の関係者等呼び出し、執務室内において実施することとする。

(イ) 実施単位事業者、指定事業所を単位として実施する。

なお、実地検査の効率化を図るため、同一敷地内の事業所で複数のサービス事業の指定を受けている場合（居宅介護支援事業と他のサービス事業とを併せた指定、介護予防サービス事業を併せた指定等）は、原則として、同一日程もしくは連続日程で実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として2～3人体制とする。

また、必要に応じて事務受託法人に検査の一部を委託し、派遣される調査員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「西東京市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」第4の規定に基づき通知する。ただし、緊急を要する場合等には、当日交付等も可能とする。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、「西東京市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」第2の規定に基づき決定する。

イ 集団指導

一定の場所に事業者を集め、講習等の方式により実施する。

(3) 全体計画の作成時期

当該実地検査を実施する年度当初に策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和3年4月1日時点で現存する指定事業所とするが、年度途中に指定を受けた事業所についても、適宜、実地検査の対象とする。

イ 選定方法

「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）で示された「介護保険施設等実地指導マニュアル」を参考に実施することとし、機械的に実地検査計画を策定することなく、次による事業所を優先的に選定する。

(ア) 高齢者支援課等に寄せられる事業者に対する苦情・告発を把握し、その分析

結果から実地検査の確認が必要と思われる事業所（特に、「高齢者虐待」や「不正請求」等が疑われる案件については、速やかに実地検査を実施する。）

- (イ) 指定期間内に西東京市、東京都等が実地検査を実施していない事業所
- (ウ) 西東京市長が指定権限を有する事業所。なお、同一敷地内において一体的に運営されている事業がある場合には、原則として当該事業と一体的に検査を実施する。
- (エ) 西東京市長が所轄庁となる社会福祉法人の運営する施設及び事業所。
- (オ) 東京都等が実施した実地検査結果報告に基づき、その結果から実地検査が必要と思われる事業所
- (カ) 集団指導等に一切参加しない事業所
- (キ) 外部との情報交換を避ける、受入れを拒否するなど、外部の目が入ることを避ける事業所
- (ク) 前年度までの実地検査による指導項目の改善状況が不十分な事業所
- (ケ) 実地検査以降も相当期間の事業継続が見込まれる事業所
- (コ) その他、特に実地検査が必要と認める事業所

5 関係団体との連携等

(1) 東京都

指定権者が東京都知事である種別への実地検査等の際には、実地検査の実施について通知するほか、効率的かつ効果的な随時事業者指導の観点から連携を図り、実地検査を実施していく。

(2) 近隣自治体

事業者に対する指導監査について近隣自治体間の連携体制を図る。

(3) 高齢者支援課等

高齢者支援課等と連携し、指導監査の依頼を受けた場合は、機動的に実施する。

6 その他

- (1) 介護保険事業所に対する定期的な検査を実施することにより、問題点を早期に発見し、介護保険事業所の適正な運営の確保に資するよう、介護サービス事業者等の運営状況確認検査を実施する。
- (2) 第4のア（エ）により対象事業所に対し実施通知を発出した場合であって、新型コロナウイルス感染症のまん延状況により、当該指導監査の実施が著しく困難であると判断した場合、中止又は延期を決定し、これを通知する。